

〔 資料 1 剣道試合審判規則 〕

<資料1の解説>

学校体育における剣道の試合は、単に勝敗を争うことに意義を見いだすものであってはならない。勝利を目指しながらも勝ちに満足することなく、勝敗を超えた心の練磨を積むところに教育としての剣道の価値がある。また、このことは生涯体育・スポーツとしての剣道の意義にも通じるものである。試合は、この意義を達成するための重要な内容であって、全力を上げて真剣に技を競い合う中から学習者の技術的総合能力はもちろん、精神面から出てくる行動や態度まで正確にとらえることができる。

したがって、剣道の試合を実施する場合には、常に教育的立場からみつめ、単なる勝負の場としてではなく、人間形成の場となるように考えていかなければならない。

具体的には、判定の基準や審判の仕方を工夫して行い、その試合の結果だけにこだわるのではなく、身に付けた技を試す機会として活用し、その内容から新しい課題を見いだすことができるようにする。さらに勝敗に対して、公正な態度がとれるようにするとともに、新しい課題を解決していくための学習に生かすようにすることが大切である。

剣道の試合規則や審判規則については、全日本剣道連盟が従来の規則を改正し、「剣道試合・審判規則 剣道試合・審判細則」（以下「全剣連規則」という）を平成11年4月1日から施行している。全剣連規則の目的は、「剣道の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判する」ことである。この規則は、試合内容がややもすると勝負本位になりスポーツ化し過ぎた点を改め、「剣道の理念」の精神をより生かし、試合者や審判員が理解しやすい規則として改正されたことが特徴である。

なお、学校教育の場では、この全剣連規則をそのまま用いることには、困難な点があるため、本剣道指導の手引では、全剣連規則を引用し、中学校や高等学校における剣道指導の実態に合わせて用いられるよう配慮して「剣道試合審判規則」を作成した。

第1節 試合規則

1 総則

(1) 試合場

試合場の基準は次のとおりとし、床は板張りを原則とする。

ア 試合場は、境界線を含み一辺を9mないし11mの、正方形また長方形とする。

イ 試合場の中心は×印とし、開始線は、中心より均等の位置（距離）に左右1本ずつ表示する。各線の長さおよび開始線間の距離は細則で定める。

ウ 試合場の外側に原則として1.5m以上の余地を設ける。

エ 各線は、幅5cmないし10cmとし、白線を原則とする。

オ 試合場の中心（×印）、開始線の長さおよび開始線間の距離などは、図1のとおりとする。

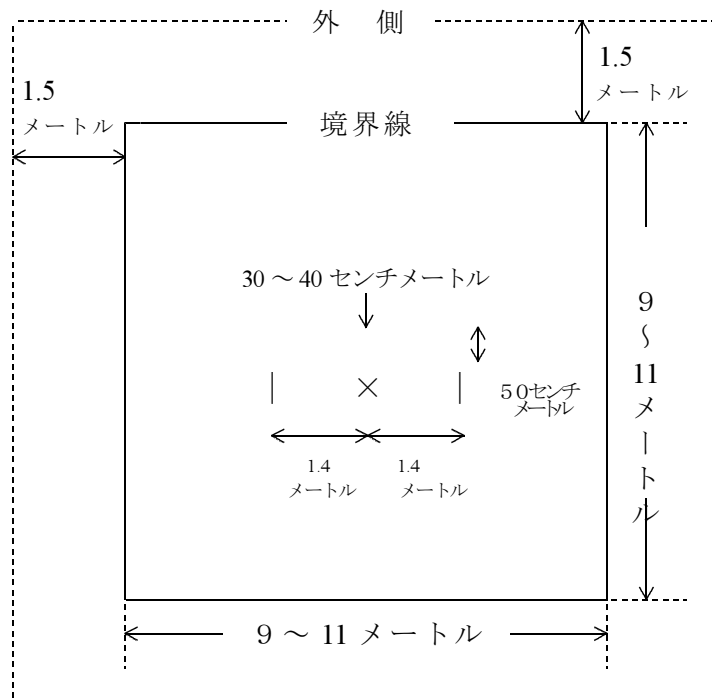


図1 試合場（基準）

(2) 用具

ア 竹刀

竹刀は、竹または全日本剣道連盟が認めた竹に代わる化学製品のものとする。竹刀の構造、長さ、重さ、太さ、鐙（つば）規格などは、細則で定める。

(ア) 竹刀の構造は、四つ割りのものとし、中に異物（先皮内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの）を入れてはならない。

各部の名称は図2のとおりとする。

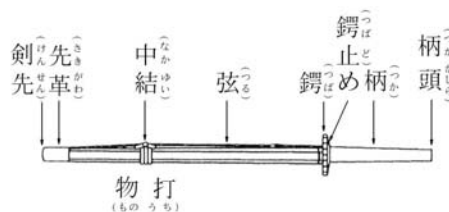


図2 竹刀の構造及び名称

(イ) 竹刀の基準は、以下のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば（鐙）を含まない。太さは、先革先端部最小直径とする。

長さは、男女共通で中学生は114cm以下、高校生は117cm以下。

重さは、男性の中学生は、440g以上、高校生は、480g以上。

女性の中学生は、400g以上、高校生は、420g以上。

太さは、男性の中学生は、25mm以上、高校生は、26mm以上。

女性の中学生は、24mm以上、高校生は、25mm以上。

(ウ) 鐙は、皮革または化学製品の円形のものとする。その大きさは直径9cm以内とし、竹刀に固定する。

イ 剣道具と打突部位

(7) 剣道具は、図3に示すように面、小手、胴、垂れを用いる。

(4) 打突部位は、打突部位は、次のとおりとする。(図3参照)

- 1) 面部（正面および左右面）
- 2) 小手部（右小手および左小手）
- 3) 胴部（右胴および左胴）
- 4) 突部（突き垂れ）

なお、突きについては、安全確保の観点から、中学校では指導しない。

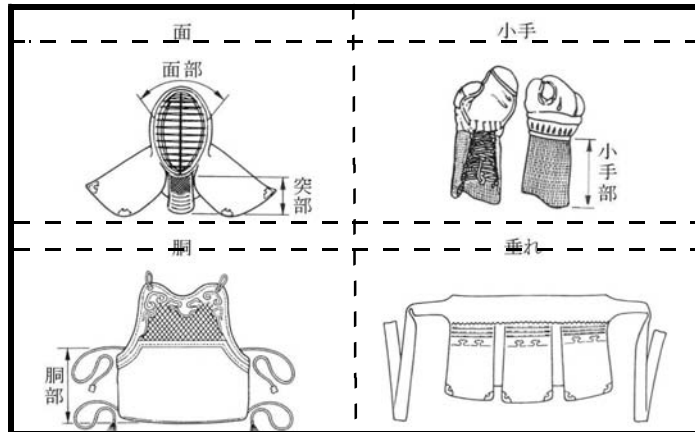


図3 剣道具および打突部位

ウ 服装

服装は、剣道着、袴とする。

エ 試合者の目印は、全長70cm、幅5cmの赤および白の2色とし、試合者の胴紐の交差する位置に二つ折りにして着ける。

オ 試合者の名札は、図4のとおりとし、中央の垂れに着ける。

カ 審判旗などの規格は、図5のとおりとする。ただし、旗の柄の太さは、直径1.5cmを基準とする。

キ サポーターなどの使用は、医療上必要と認める場合に限り、見苦しくなく、かつ相手に危害を加えない範囲において、これを認める。

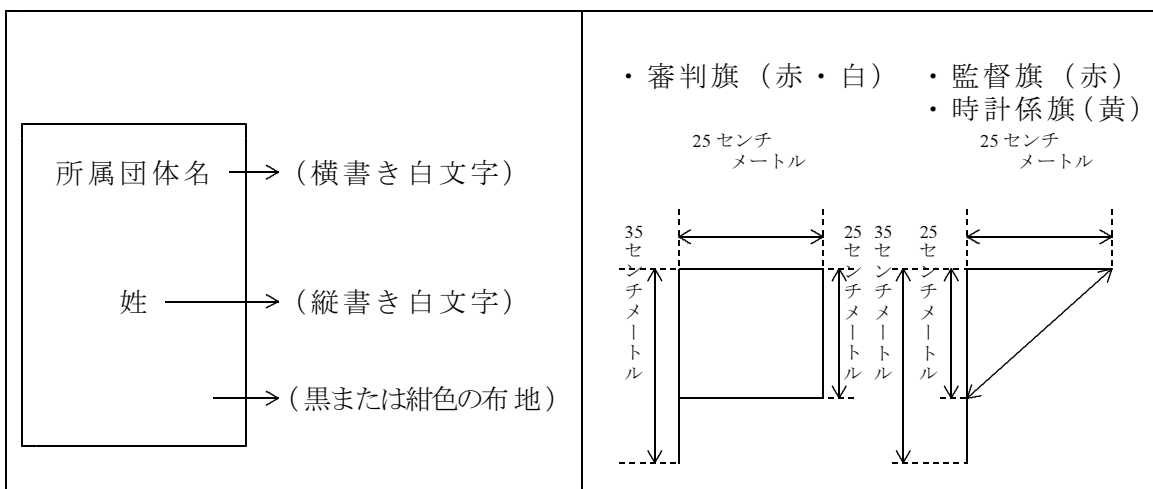


図4 試合者の名札

図5 審判旗などの規格

2 試合

(1) 試合事項

ア 試合時間

試合時間は、5分を基準とし、延長の場合は3分を基準とする。ただし、主審が有効打突または試合の中止を宣告したとき、再開までに要した時間は、試合時間に含まない。（中学校では3分、高等学校では4分、延長は2分が適当である。）

イ 勝敗の決定

勝敗の決定は次により行う。

- (7) 試合は、3本勝負を原則とする。ただし、運営上必要な場合は1本勝負とすることができる。
- (4) 勝敗は、試合時間内に2本先取した者を勝ちとする。ただし、一方が1本を取り、そのままで試合時間が終了したときは、この者を勝ちとする。
- (5) 試合時間内に勝敗が決しない場合は、延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。ただし、判定または抽選により勝敗を決め、あるいは、引き分けとすることもできる。
- (8) 判定または抽選により勝敗を決した場合は、その勝者に対して1本を与える。
- (6) 判定により勝敗を決する場合は、技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否により、判定する。

ウ 団体試合

団体試合は、次によるほか、その大会で定められた方法により行い、勝敗を決する。

- (7) 勝者数法は、勝者の数によって団体の勝敗を決する。ただし、勝者が同数の場合は、総本数の多い方を勝ちとする。なお、総本数が同数の場合は、代表者戦によって勝敗を決する。
- (4) 勝ち抜き法は、勝者が続けて試合を行い団体の勝敗を決する。

エ 試合の開始、終了

試合の開始および終了は、主審の宣告で行う。

オ 試合の中止、再開

試合の中止は、審判員の宣告で行い、再開は、主審の宣告で行う。

カ 試合の中止要請

試合者は、事故などのために試合を継続することができなくなったときは、試合の中止の要請することができる。

(2) 有効打突

有効打突は、充実した氣勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。

ア 「刃筋正しく」とは、竹刀の打突方向と刃部の向きが同一方向である場合とする。

イ 次の場合は、有効とすることができる。

- (7) 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突。
- (4) 一方が、場外に出ると同時に加えた打突。
- (5) 倒れた者に、直ちに加えた打突。

ウ 次の場合は、有効打突としない。

(7) 有効打突が、両者同時にあった場合（相打ち）。

(4) 被打突者の剣先が、相手の上体前面に付いてその氣勢、姿勢が充実していると判断した場合。

3 禁止行為

(1) 禁止行為事項

ア 禁止薬物の使用・保持

薬物薬物を使用または保持すること。

イ 非礼な言動

審判員または相手に対し、非礼な言動をすること。

ウ 諸禁止行為

試合者が、次の各号の行為をすること。

(7) 定められた以外の用具（不正用具）を使用する。

(4) 相手に足を掛けまたは払う。

(5) 相手を不当に場外に出す。

(1) 試合中に場外に出る。「場外」は、次のとおりとする。

1) 片足が、完全に境界線外に出た場合。

2) 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合。

3) 境界線外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。

(2) 自己の竹刀を落とす。

(3) 不当な中止要請をすること。

(4) その他、この規則に反する行為をすること。この禁止行為は、次の各号などをいう。

1) 相手に手をかけまたは抱え込む。

2) 相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。

3) 相手の竹刀を抱える。

4) 相手の肩に故意に竹刀をかける。

5) 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。

6) 故意に時間の空費をすること。

7) 不当なつば（鏝）競り合いおよび打突をすること。

(2) 罰則

ア 前述の(1)ア、イの禁止行為を犯した者は、負けとし、相手に2本を与え、退場を命ずる。退場させられた者の既得本数、既得権は認めない。

イ 前述の(1)ウの禁止行為をした場合は、次の各号により処置する。ただし、両者同時になしたときは、両者とも負けとし、それぞれの既得本数および既得権は認めない。

(7) 不正用具の使用者は、負けとし、相手に2本を与え、既得本数および既得権は認めない。

(4) 前号の処置は、不正用具使用発見以前の試合までさかのぼらない。

(5) 不正用具の使用が発見された者は、その後の試合を継続することができない。ただし、団体戦における補欠の出場は、別に定めのない限り認める。

ウ 前述の(1)ウ(イ)ないし(キ)の行為をした場合は、反則とし、2回犯した場合は、相手に1本を与える。反則は、1試合を通じて積算する。ただし、同時反則によって両者が負けになる場合は相殺し、反則としない。

エ 前述の(1)ウ(エ)の場合、両者が相前後して、場外に出たときは、先に出た者のみ反則とする。有効打突を取り消したときは、反則としない。

オ 前述の(1)ウ(オ)の場合、その直後に相手が打突を加え、有効となったときは、反則としない。

第2節 審判規則

1 総則

(1) 審判員の構成

審判に従事する者の構成は、審判長、審判主任（2試合場以上の場合）、審判員とする。

ア 審判長

審判長は、公正な試合を遂行するための必要な権限を有する。

イ 審判主任

審判主任は、審判長を補佐し、それぞれ当該試合場における運営に必要な審判上の権限を有する。

ウ 審判員

(7) 審判員は、主審1名、副審2名を原則とし、有効打突およびその他の判定については、同等の権限を有する。

(イ) 主審は、当該試合運営の全般に関する権限を有し、審判旗（以下旗とする）を持って有効打突および反則などの表示と宣告を行う。

(ウ) 副審は、旗を持って有効打突および反則などの表示を行い、運営上主審を補佐する。なお、緊急のときは、試合中止の表示と宣告をすることができる。

(2) 係員

試合運営上、時計係、掲示係、記録係、選手係を置く。その構成および任務は、細則に定める。

(3) 審判員と係員の任務

ア 審判長の任務は次のとおりとする。

(7) 規則および細則の厳正な運用に留意する。

(イ) 試合の進行について留意する。

(ウ) 異議の申し立てについて裁決する。

(エ) その他、規則および細則にない諸問題、あるいは突発事故について判断する。

イ 審判主任の任務は、次のとおりとする。

(7) 当該試合場の責任者とする。

(イ) 規則および細則が適切に実施されているか留意する。

(ウ) 規則および細則の違反、あるいは異議の申し立てがあった場合は、適切敏速に

処置し、必要に応じ審判長に報告する。

(I) 当該試合場の審判員を掌握する。

ウ 審判員の任務は、次のとおりとする。

(7) 当該試合を運営する。

(イ) 宣告および表示を明確に行う。

(ウ) 審判員相互の意思統一をはかる。

(E) 審判員相互の旗の表示を確認する。

(オ) 試合終了後、必要に応じ審判主任または審判長の所見を徴し、他の審判員とともに当該審判の反省を行う。

エ 前節4(2)係員の構成および任務は、次のとおりとする。

(7) 時計係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、試合時間の計時にあたり試合時間終了の合図をする。

(イ) 掲示係は、原則として主任1名、係員2名以上とし審判員の判定の掲示および審判旗の点検、確認をする。

(ウ) 記録係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、有効打突の部位および反則の種類と回数並びに試合の所要時間などを記録する。

(E) 選手係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、試合者の召集、用具などの点検にあたる。

2 審判事項

(1) 有効打突の決定

有効打突の決定は、次による。

ア 2名以上の審判員が有効打突の表示をしたとき。

イ 1名が有効打突の表示をし、他の審判が棄権の表示をしたとき。

(2) 有効打突の取り消し

ア 試合者に不適切な行為があった場合は、主審が有効打突の宣告をした後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。

イ 前述のアは、打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合などとする。

(3) 有効打突などの錯誤

審判員が有効打突などの判定に疑義がある場合は、合議の上、その是非を決定する。
この場合は、以下のとおりとする

ア 有効打突または反則を錯誤して判定した場合。

イ 時計係の試合時間終了の合図が確認できず試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。

ウ 反則回数を錯誤して、試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。

(4) 審判方法

審判員は、次の方法により審判を行う。

ア 審判員のうち、1名が有効打突の表示をした場合は、他の審判は自己の判断を直ちに表示しなければならない。

イ 主審は、有効打突が決定し、また試合を中止した場合は、試合者を開始線に戻した後、試合を再開させる。

ウ 審判員は、反則を認めた場合、試合を中止させ、旗を直ちに表示しなければならない。ただし、反則の事実が不明瞭なときは、合議の上、その有無を決定する。

エ 主審は、つば（鏢）競り合いがこうちやく（膠着）した場合は、試合者をその場で分け、直ちに試合を継続させる。

「分かれ」は、次の要領で行う

(7) 「分かれ」の宣告をし、両者を分け、直ちに試合を継続させる。

(4) 分かれさせる位置は、試合場内とする。

オ 主審は、試合者が中止を要請した場合は、中止を宣告した後、その理由を確認する。

カ 主審は、試合者の竹刀の弦が上になっていない場合、1回のみ明確に指導する。

キ 判定によって勝敗を決する場合は、審判員は、主審の「判定」の宣告と同時に旗で表示を行う。

3 審判の処置

(1) 負傷または事故

負傷または事故などにより試合が継続できない場合は、その原因を確認し、次の処置をする。

ア 試合継続の可否判断は、医師の意見を徴し審判員の総合判断とする。その処理に要する時間は、原則として5分以内とする。

イ 負傷により試合が継続できないとき、その原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとする。

ウ 負傷または事故者として処理された者は、医師および審判員の判断により、その後の試合に出場することができる。

エ 加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することができない。

(2) 棄権

試合を棄権した者は、負けとし、その後の試合に出場することができない。

「棄権した」とは、次のとおりとする。

健康上およびその他の事由により、自ら試合することを止めた場合。

(3) 試合不能者、棄権者の既得本数

前述の(1)、(2)による勝者は、2本勝ちとし、試合不能者の既得の1本は有効とする。ただし、延長戦の場合は、勝者に1本を与える。

(4) 加害者の既得本数、既得権

前述の(1)イの加害者として負けとされた者の既得本数、既得権は認めない。

4 合議・異議の申し立て事項

(1) 合議

審判員は、合議を必要とするときは、試合を中止し、試合場中央で合議を行う。

(2) 異議の申し立て

ア 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることができない。

イ 監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、その試合者の試合終了までに、審判主任または審判長に対して、異議を申し立てることができる。

5 宣告と旗の表示

(1) 宣告

審判員の宣告は、開始・終了・再開・中止・分かれ・有効打突・勝敗・合議・反則などについて行い、その要領は表1のとおりとする。ただし、特に宣告に際し必要とする場合は、その理由を述べることができる。

(2) 旗の表示

審判員の旗の表示は、中止・分かれ・有効打突・勝敗・合議・反則などについて行い、その要領は表1および図6のとおりとする。

表1 審判員の宣告と旗の表示方法

	事 項	宣 告	旗 の 表 示	要 領
開 始 ・ 再 開 ・ 中 止	試合を開始するとき	「始め」	両旗は体側	図6-ア
	試合を再開するとき	「始め」	同 上	図6-ア
	試合を中止するとき	「止め」	両旗は真上に上げる	図6-カ
有 効 打 突	有効打突を認めたとき	「面・小手・胴・突きあり」	旗を体側斜め上方に上げる	図6-イ
	有効打突を認めないとき		両旗を前下で左右に振る	図6-ウ
	棄権をするとき		両旗を前下で交差させ停止する	図6-エ
	有効打突を取り消すとき	「取り消し」	両旗を前下で左右に振る	図6-ウ
	2本目を開始するとき	「2本目」	上げた旗を下ろす	図6-イ
	両者1本1本なったとき	「勝負」	同 上	図6-イ
勝 敗 の 決 定	勝敗が決定したとき	「勝負あり」	上げた旗を下ろす	図6-イ
	延長戦になったとき	「延長・始め」	両旗は体側	図6-ア
	1本勝ちしたとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図6-イ
	1. 判定を宣告するとき	1. 「判定」	1. 同 上	図6-イ
	2. 判定勝ちしたとき	2. 「勝負あり」	2. 上げた旗を下ろす	図6-イ
	不戦勝ちしたとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図6-イ
	勝敗が決しないとき	「引き分け」	両旗を前上で交差させ停止する	図6-オ
	試合不能のとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図6-イ
	抽選により勝敗が決したとき	「勝負あり」	同 上	図6-イ
代表者戦のとき	「始め」	両旗は体側	図6-ア	
合 議	審判員が合議をするとき	「合議」	両旗を右手で真上に上げる	図6-ク
	合議の結果		主審は旗で表示する	

	事 項	宣 告	旗 の 表 示	要 領
反 則	薬物を使用したとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図6-イ
	非礼な言動をしたとき	「勝負あり」	同 上	図6-イ
	不正用具を使用したとき	「勝負あり」	同 上	図6-イ
	両者同時に不正用具を使用したとき	「両者負け」	両旗は体側	図6-ア
	相手に足掛けまたは払ったとき	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる ※反則回数を指で示す	図6-ケ
	相手を不当に場外に出したとき	同 上	同 上	図6-ケ
	場外に出たとき	同 上	同 上	図6-ケ
	竹刀を落としたとき	同 上	同 上	図6-ケ
	不当な中止要請をしたとき	同 上	同 上	図6-ケ
	同時反則のとき	同 上	両旗を斜め下方に上げる	図6-コ
	その他、この規則に反す行為をしたとき	同 上	旗を斜め下方に上げる ※反則回数を指で示す	図6-ケ
	反則を2回したとき	「反則2回」を指で示し「1本あり」	有効打突を認めたときと同じ	図6-イ
	相殺のとき	「相殺」 2回目以降「同じく相殺」	※ 両旗を前下で左右に振る	図6-ウ
	分 か れ	つばぜり合いがこうちやく（膠着）したとき	「分かれ」	両旗を前方に出す
継続させるとき		「始め」	両旗を下ろす	図6-キ
負傷・事故・棄権	負傷・事故・棄権などによって試合が継続できなくなったとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	図6-イ

ア 開始・再開・終了

○両旗は体側につける（基本姿勢）

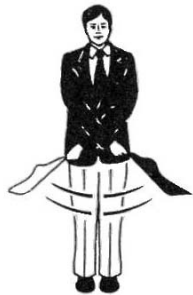


イ 有効打突・判定・勝敗の決定

○旗を斜め上方に上げる



ウ 有効打突を認めないときか取り
消すとき・相殺のとき
○両旗を前下で左右に振る



エ 有効打突の判定を棄権したとき
○両旗を前下で交差させ停止する



オ 引き分けのとき
○両旗を前上で交差させて停止する



カ 中止のとき
○両旗を真上に上げる



キ 別れのとき
○両旗を前方に出す



ク 合議のとき
○両旗を右手に持って真上に上げる



ケ 反則のとき
○旗を斜め下方に上げる



コ 同時反則のとき
○両旗を斜め下方に上げる



図6 旗の表示要領

6 掲示要領と掲示方法

(1) 掲示項目および掲示内容

主審の宣告により、表2の表示物を正確に掲示板に表示し、審判員・試合者ならびに観衆に試合経過が分かるようにする。

表 2 掲示要領

項目	表示物	掲示内容
有効打突	㊗ ㊘ ㊙ ㊚	㊗ = 面 ㊘ = 小手 ㊙ = 胴 ㊚ = 突き 有効打突の掲示の順序は下記図7の大将戦のように掲示する
反則	▲	反則の場合は棒の上下両端の左側に「▲」（赤字）を掲示する。
反則2回	㊞	反則2回で反則「▲」を取り除き、「㊞」を相手側に掲示する。
相殺		相殺の場合は相殺前の反則「▲」の掲示は残す。ただし記録用紙に相殺前の欄を設け、回数を記録する。
判定勝ち	㊟	判定勝ちの場合は「㊟」を掲示する。
抽選勝ち	㊠	抽選勝ちの場合は「㊠」を掲示する。
一本勝ち	一本勝	一方が1本取得し、試合時間が終了した場合は「一本勝」を掲示する。
延長	延長	延長戦の場合は棒の中心線の中央に「延長」を掲示する。
引き分け	×	引き分けの場合は棒の中心線の中央に「×」を掲示する。
不戦勝ち 棄権 試合不能	「○ ○」	不戦勝ち・棄権・試合不能および不当行為などで勝敗が決した場合は、勝者側に「○○」、延長戦の場合は「○」を掲示する。

(2) 掲示方法

ア 団体試合での審判員名および団体名・選手編成並びに表示物を掲示板に掲示する方法は図7のとおりとする。

イ 個人試合での掲示方法は、その大会で定められた方法で掲示する。

区分	先鋒	次鋒	中堅	副将	大将	審判員
団体名	選手名	選手名	選手名	選手名	選手名	主審名
赤	㊗ 一本勝	延長		㊗	▲ ㊘ ㊙	← 1本目 ← 3本目
白		㊟	○ ○	㊞	㊠	← 2本目 副審名 副審名
団体名	選手名	選手名	選手名	選手名	選手名	

図 7 掲示および掲示方法

〔 資料2 剣道試合・審判運営要領 〕

(原文のまま引用)

試合者要領	審判員要領
<p>「入場等」</p> <p>1. 試合者は入退場の際、選手席に整列し、監督の指示で正面に礼をした後、着座または退場する。</p> <p>「整列」</p> <p>1. 団体試合の場合、先鋒、次鋒は剣道具を着け、竹刀を持って立礼の位置（開始の線手前3歩。以下同じ）に整列し、主審の「礼」の号令により相互の礼を行う（試合者の整列方法 第1図）。引き続き次の試合が行われる場合、試合場内に2チーム1列で並ぶ。ただし、2チーム1列で並べない場合は、この限りではない（団体試合の整列方法 第1図、第2図）。</p>	<p>「入場等」</p> <p>1. 審判員が入退場する場合、主審を中央に審判旗を右手に持ち、境界線内側中央に整列する（審判員の移動・交替要領 第1図・第6図）。</p> <p>「試合開始前の審判員の移動および旗の保持」</p> <p>1. 審判員の移動は次による。</p> <p>(1) 個人試合（第1試合）の場合、整列後、定位置へ移動する（審判員の移動・交替要領 第1図→第2図）。</p> <p>(2) 団体試合の場合、整列し主審の号令により団体相互の礼の後、定位置に移動する（審判員の移動・交替要領 第1図→第2図）。</p> <p>2. 審判員の旗の保持は次による。</p> <p>(1) 移動する場合、両旗を右手に持つ。</p> <p>(2) 定位置に移動後は、主審は赤旗を右手、白旗を左手に持ち、副審はその逆（白旗を右手、赤旗を左手）に持つ。</p> <p>(3) 交替する場合は、白旗を中に赤旗を外にして両旗を巻く。</p> <p>「審判員の交替」</p> <p>1. 審判員の交替要領は、次による（審判員の移動・交替要領第3図～第6図）。</p> <p>（主審と副審の移動交替）</p> <p>(1) 各審判員は、両旗を巻かずに、定位置に移動し交</p>

	<p>替する(第3図)。</p> <p>(その場での審判員の交替)</p> <p>(2)各審判員は、両旗を巻き、次の審判員と相互の礼をし交替する(第4図)。</p> <p>(移動しての1名の交替)</p> <p>(3)各審判員は、定位置に移動し、主審を終えた審判員は両旗を巻き、次の審判員と相互の礼をし交替する(第5図)。</p> <p>(終了した審判員の交替)</p> <p>(4)終了した審判員は、両旗を巻き、整列をし次の審判員と交替する(第6図)。</p>
<p>「正面への礼」</p> <p>1. 試合者は次の場合主審の号令により正面への礼を行う。</p> <p>(1)第1試合の開始時および決勝戦の開始時と終了時。</p> <p>(2)試合が2日以上にわたる場合、第1試合の開始時と最後の試合の終了時および決勝戦の開始時と終了時。</p> <p>(3)正面への礼は、立礼の位置で行う。</p>	<p>「正面への礼」</p> <p>1. 審判員は、正面への礼を次の場合に行う。</p> <p>(1)第1試合の開始時および決勝戦の開始時と終了時。</p> <p>(2)試合が2日以上にわたる場合、第1試合の開始時と最後の試合の終了時および決勝戦の開始時と終了時。</p> <p>2. 主審は、次の場合に正面への礼の号令を行う。</p> <p>(1)個人試合の場合、審判員が定位置、試合者が立礼の位置についた直後。</p> <p>(2)団体試合の場合、審判員および試合者が整列した直後。</p>
<p>「開始」</p> <p>1. 試合者は、試合を開始する場合、立礼の位置に進み、提げ刀の姿勢で相互の礼を行い、帯刀し、3歩進んで開始線で竹刀を抜き合わせつつ、そんきょ(蹲踞)し、主審の宣告で試合を開始する。</p>	<p>「開始」</p> <p>1. 審判長は、第1試合開始の場合、次により行う。</p> <p>(1)1試合場の場合は、最初の試合者が立礼の位置に立ったとき、起立する。</p> <p>(2)2試合場以上の場合は、最初の試合者が立礼の位置に立ち、全体が揃ったとき、起立し笛などで合図する。</p> <p>2. 主審は、第1試合開始の場合、審判長の合図の後、試合開始の宣告を行う(旗の表示要領第1図)。</p>
<p>「有効打突」</p> <p>1. 試合者は、主審の有効打突の宣告があった場合、直ちに試合を中止し、開始線に戻り相中段に構え、主審の宣告を受ける。</p>	<p>「有効打突」</p> <p>1. 審判員の旗の表示は次による(旗の表示要領第1図～第4図)。</p> <p>(1)有効打突が決定した場合、審判員は旗を表示したまま定位置に戻り、主審の宣告で旗を下ろす(旗の表示要領 第2図・第4図)。</p>

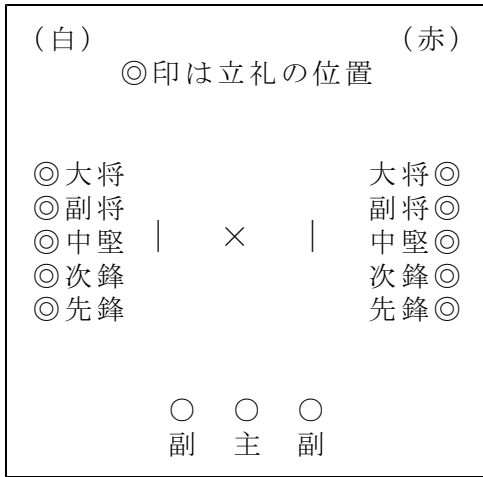
<p>「中止の要請」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 試合者は、試合の中止を要請する場合、手を上げ、かつ主審に向かって発声し、直ちにその理由を主審に申し述べる。 2. 試合者は、着装の乱れを直すときは、開始線で立ったまま納刀し、境界線の内側まで後退し、そんきょ（蹲踞）もしくは正座して速やかに行う。 <p>「中止」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 試合者は審判の「止め」の宣告があった場合、直ちに試合を中止し、開始線に戻り、主審の宣告または指示を受ける。 	<ol style="list-style-type: none"> (2) 有効打突が決定しない場合、審判員は直ちに旗の表示を止める。 (3) 有効打突を認めない旗の表示をした場合、他の審判員がその表示を確認した後、旗を振ることを止める（旗の表示要領 第3図→第1図）。 (4) 主審が有効打突を認めない表示、または棄権の表示をし、有効打突が決定した場合、主審は、有効の表示を行う（旗の表示要領 第3図、第4図→第2図）。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 有効打突を取り消す場合、主審は合議開始前の旗の表示に戻り、宣告して両旗を左右に振る（旗の表示要領 第2図→第3図）。 <p>「中止の要請」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 試合者より試合中止の要請があった場合、主審は直ちに試合を中止し、中止要請の理由を質す（試合、審判規則第29条5号）。 2. 前項の中止要請が不当と審判員が判断した場合、合議を行う。 <p>「中止」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審判員の中止宣告は、次の場合に行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1). 反則の事実 (2). 負傷や事故 (3). 危険防止 (4). 竹刀操作不能の状態 (5). 異議の申し立て (6). 合議 2. 中止宣告の場合、審判員は次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中止の宣告があった場合、審判員は定位置に戻る。 (2) 試合者双方が中止宣告または旗の表示を確認したとき、審判員は旗を下ろす（旗の表示要領 第6図→第1図）。 (3) 反則が認められた場合、審判員は旗を表示したまま定位置に戻り、主審の宣告で旗の表示を止める（旗の表示要領 第9図→第1図）。 (4) 副審が中止の宣告をした場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第6図→第1図）。
--	---

	<p>3. 一方の試合者が竹刀を落とした場合または倒れた場合に相手が直ちに打突をしないとき、主審は試合を中止する(旗の表示要領 第6図→第1図)</p> <p>4. 反則と認めた場合、主審は一方の旗を片方の手に持ち替え、反則者に「反則〇回」と指で示しながら宣告し、基本姿勢に戻る(旗の表示要領 第9図 →第1図)。</p> <p>5. 双方の試合者が同時反則を犯し、白(赤)に一本が与えられる場合、主審は白・赤(赤・白)の順で宣告を行う(旗の表示要領 第10図→第1図)。</p>
<p>「合議」</p> <p>1. 試合者は主審が合議の宣告をした場合、開始線で立ったまま納刀し、境界線の内側まで後退し、そんきょ(蹲踞)もしくは正座で待機する。</p>	<p>「合議」</p> <p>1. 審判員の合議は次の場合行う。</p> <p>(1). 有効打突の取り消し</p> <p>(2). 審判員の錯誤</p> <p>(3). 反則の事実が不明瞭な場合</p> <p>(4) 規則の運用および実施の疑義</p> <p>2. 審判員は合議を次により行う。</p> <p>(1) 試合者双方を主審は、境界線の内側まで後退させる。</p> <p>(2) 副審が合議を要請した場合、主審は直ちに試合を中止する(旗の表示要領 第6, 8図→第1図)</p>
<p>「再開」</p> <p>1. 試合者は、中止後に試合を再開する場合、開始線で立ったまま相中段に構え、主審の宣告により試合を再開する。</p>	<p>「再開」</p> <p>1. 「2本目」または「勝負」の場合、副審は、主審の宣告と同時に、表示した旗を下ろす(旗の表示要領 第2図→第1図)。</p> <p>2. 試合中止後に再開する場合、主審は、試合開始の要領で行う(旗の表示要領 第1図)。</p>
<p>「分かれ」</p> <p>1. 試合者は、主審の「分かれ」の宣告があった場合、直ちに間合を取り、相中段に構え、主審の宣告で試合を継続する。</p>	<p>「分かれ」</p> <p>1. 試合者がつば(鐙)競り合いがこうちやく(膠着)した場合、主審は「分かれ」の宣告と同時に「両旗を前方に出し」、両者を分け、その場で、「始め」の宣告と同時に両旗を下ろし試合を継続する(旗の表示要領 第7図→ 第1図)</p> <p>なお、一方の試合者が境界線を背にしている場合、主審は迅速に両者の位置を調整する。</p>
<p>「異議の申し立て」</p>	<p>「異議の申し立て」</p>

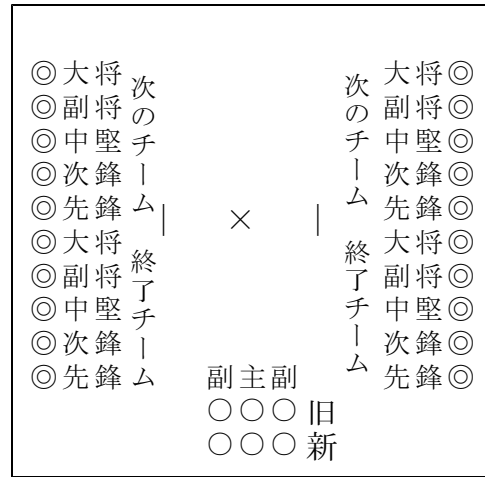
<p>1. 監督が異議の申し立てをした場合、試合者は「合議」の場合の要領で待機する。</p>	<p>1. 審判員は異議の申し立てがあった場合、次による。 (1) 審判員は、直ちに試合を中止する（旗の表示要領第6図→第1図）。 (2) 審判主任または審判長は、審判員に疑義の内容を合議させる。 (3) 審判主任または審判長は、その結果を監督に伝える。 (4) 主審は、試合を再開する。（旗の表示要領 第1図）。</p>
<p>「判定・抽選勝ち・試合不能」</p> <p>1. 試合後は、判定により勝敗を決する場合、開始線で相中段に構え、主審の宣告を受ける。</p> <p>2. 試合者は、抽選および試合不能により勝敗を決する場合、上記1による。</p>	<p>「判定、抽選勝ち、試合不能」</p> <p>1. 判定で勝敗を決する場合、審判員は主審の「判定」の宣告に合わせて勝者と判断した側の旗を表示する（旗の表示要領 第2図→第1図）。この場合、引き分けまたは棄権の表示はできない。</p> <p>2. 抽選および試合不能により勝敗の宣告をする場合、主審は勝者側に宣告と同時に表示した旗を下ろす（旗の表示要領 第2図→第1図）。</p>
<p>「不戦勝ち」</p> <p>1. 試合者は、不戦勝ちで勝者の宣告を受ける場合、試合を行う要領で開始線に進み、立ち上がったところで主審の宣告を受け、そんきょ（蹲踞）して納刀し、元に戻る。</p> <p>2. 団体試合の不戦勝ちの場合は、全試合者は立礼の位置で主審の宣告を受ける（団体試合の整列方法 第1図）。</p>	<p>「不戦勝ち」</p> <p>1. 個人試合の場合、主審は勝者側に宣告と旗の表示を行う（旗の表示要領 第2図）。</p> <p>2. 団体試合の場合、主審は勝ちチームを整列させた後、宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第2図）。</p>
<p>「終了」</p> <p>1. 試合者は、試合を終了する場合、開始線で相中段に構え、主審の宣告の後、そんきょ（蹲踞）して納刀し、立ち上がり帯刀姿勢で立礼の位置まで後退し、掲げ刀の姿勢となり相互の礼を行う。</p> <p>2. 団体試合が終了した場合、両団体は立礼の位置に整列し、主審の号令で団体間の礼を行い退場する。この場合、最後の試合者は剣道具をつけ竹刀を持ち整列する（団体試合の整列方法第1図・第2図）。</p>	<p>「終了」</p> <p>1. 勝敗が決した場合または試合時間が終了した場合、主審は試合を中止し、試合者を開始線に戻した後、宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第6図→第1図→第2図・第5図→第1図）。なお、延長の場合、延長の宣告をし、試合を再開する（旗の表示要領 第1図）。</p> <p>2. 団体試合を終了する場合、審判員は整列し主審の号令で団体間の礼を行わせる（団体試合の整列方法 第1図）。</p>
<p>「その他の要領」</p>	<p>「その他の要領」</p>

<p>1. 試合者が二刀を使用する場合は次の要領で行う。</p> <p>(1) 小刀および大刀を共に掲げ刀する。</p> <p>(2) 構えるときは、最初に右手で左手に持つ竹刀を抜いて左手に持ち替え、次に右手に持つ刀を構える。</p> <p>(3) 納めるときは、最初に右手に持った竹刀を納め、次に左手に持った竹刀を右手に持ち替え、納める。</p> <p>(4) その他は一刀の場合の要領に準じて行う。</p> <p>2. 試合者の服装は清潔で綻びや破れのないものとする。</p> <p>3. 剣道具は試合中、乱れないように堅固に着装する。なお、面紐の長さは結び目から40センチメートル以内とする。</p> <p>4. 試合者は試合場内では相互の礼のみとし、審判員に対する礼や相互の個人的な座礼などは行わない。</p> <p>5. 試合者が交替する際、胴つき、握手などの行為をしてはならない。</p> <p>6. 試合者は審判員が移動して定位置につくまで試合場に入ってはならない。</p> <p>7. 次の試合者は、前の試合者が試合場内から出るまでは試合場内に入ってはならない。</p> <p>8. 監督・試合者は選手席への時計の持ち込み、サインなどによる指示や試合者への声援をしてはならない。</p> <p>9. 先鋒戦および最後の試合者の対戦の場合、控えの試合者は正座することが望ましい。</p>	<p>1. 審判員は、試合開始前、試合者の服装(剣道着・袴・目印・名札)の適否を確認する(試合・審判規則第5条 試合・審判細則第4条・第5条)。</p> <p>2. 審判員は、試合者の用具(剣道具・竹刀・つば(鐙))の適否を確認する(試合・審判規則第3条・第4条 試合審判細則第3条・第4条)。</p> <p>3. 主審は、試合者が不適切な礼法を行った場合、指導をする。</p> <p>4. 審判員は、試合者が試合終了後、選手席などで不適切な言動を行った場合もしくはは行うとした場合、厳正に指導する。</p> <p>5. 各係員は、円滑な任務が遂行できるよう、審判主任または審判長を中心に事前に緊密な連携を取り、迅速かつ正確に任務を遂行する。</p> <p>6. 掲示係は、審判旗の点検・確認をし、審判席に置く(1会場6組)。</p>
--	---

団体試合の整列方法

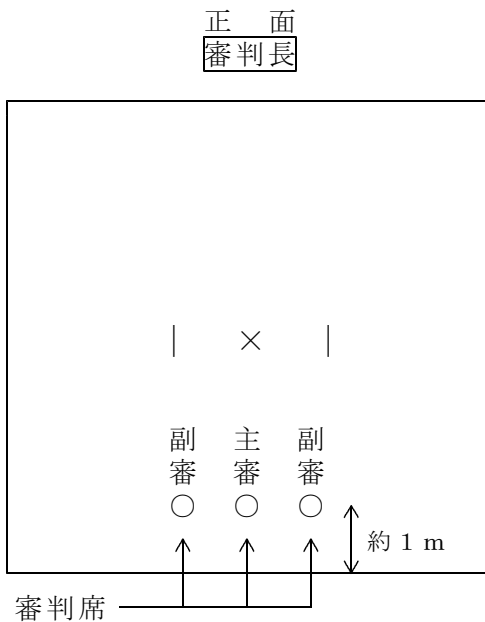


第1図 試合前後の整列方法
(1チームの場合)

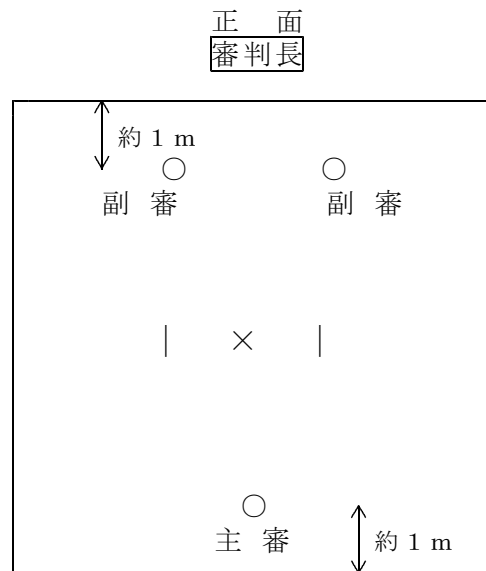


第2図 試合前後の整列の仕方
(2チームの場合)

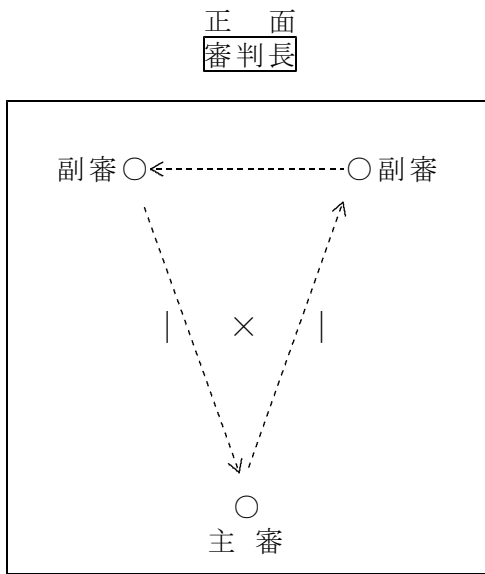
審判員の移動・交替要領



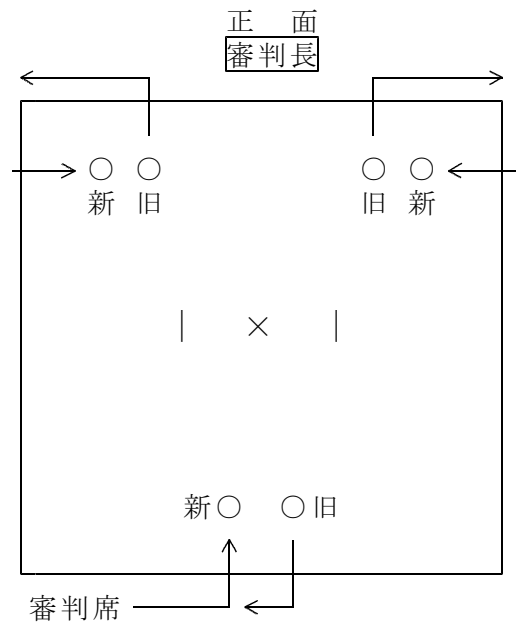
第1図 審判員の入場および整列



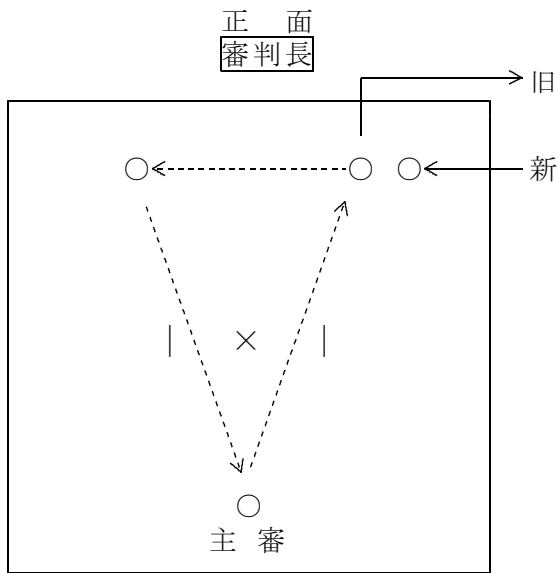
第2図 審判員の定位置



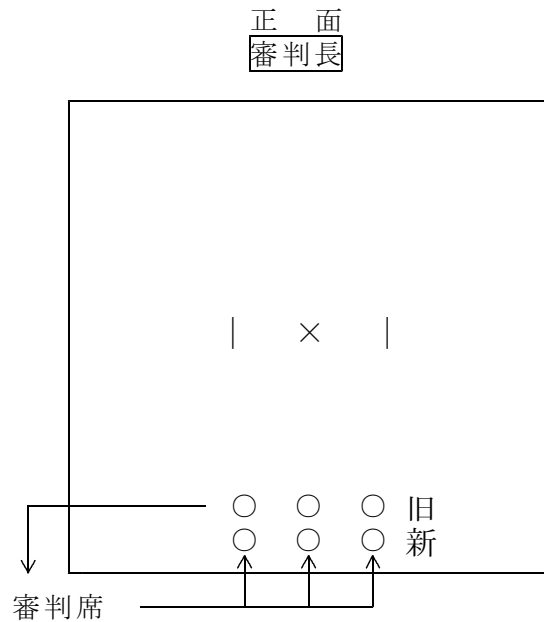
第3図 主審・副審の移動交替



第4図 その場での審判員の交替



第5図 審判員が移動して交替



第6図 終了した審判員の交替

〔 資料3 礼儀作法 〕

1 礼の意義

礼とは、相手に対して尊敬と感謝の心をいだき、互いに思いやる素直な気持ちを目に見える形で表現することである。

剣道の修練は、相手と激しく打突し合うため、そのときに受ける衝撃も直接的であり、ややもすると人間の闘争的本能を發揮し、冷静さを失いやすい傾向がある。

この人間の本能的な感情を礼によって統御し、己に克つ心を育てるところに剣道における礼の意義がある。また、相手は互いに心を練り、身体を鍛え、技を磨くためのよき協力者であり、相手の存在によってこそ成り立つという考え方から、常に相手の人格を尊重し、心から感謝することが大切である。昔から剣道は「礼に始まり、礼に終わる」といわれている所以がここにある。

はじめに、練習の始めと終わりに行う、整列から、正座、黙想、礼までの一連の所作を学習させるとともに、その意義を理解させなければならない。

礼法には「立礼」と「座礼」があり、正座や座り方・立ち方も礼儀作法の一つとして身に付ける必要がある。

2 作法

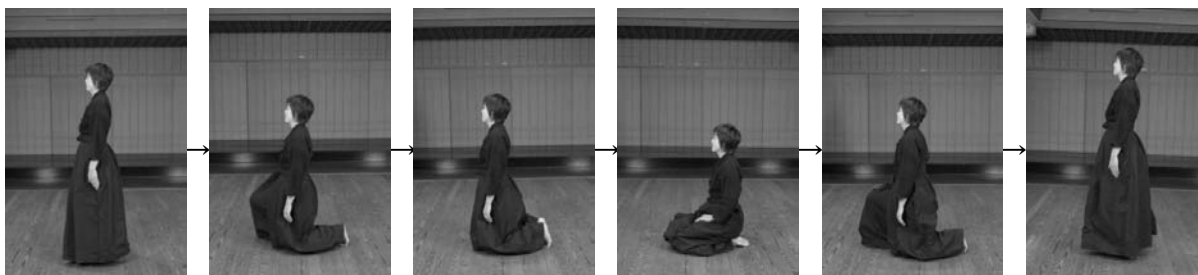
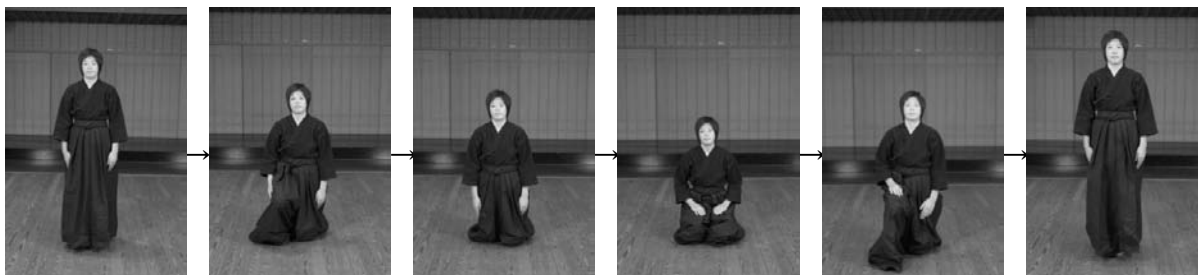
(1) 整列

活動場所全体と人との関係の中で、自分にふさわしい場所はどこなのか、指導者と学習者の位置関係（上座－入り口から遠い一番上の席・下座について理解する）や学習者同士の間隔にも留意する。

(2) 座り方・立ち方

座るときは左足を一步引き、そのままの姿勢で左膝を床につけ片膝立になる。次に右膝をつけ、つま先を立てたまま中座になり、つま先をはずして身体を沈めて座る。

立つときは腰を上げ、つま先立から右足を一步出して片膝立ちになり、静かに立ち上がり左足を引き付ける。これを「左座右起」の作法という。



指導上の留意点

- ① 上半身を屈めずに、首すじや背すじをまっすぐに伸ばし、保つようにする。

(3) 正座

顎を引き、背すじをまっすぐにし肩の力を抜き、両手は指を伸ばして揃え、大腿部の中程に置く。両膝の間に拳が一つか二つ入る位開く。口を閉じ、前方を正視し、両足は親指を揃えるか、または親指を重ねる程度にする。



指導上の留意点

- ① 背中が丸まったり、顎を上げたりせず、背すじや首すじをまっすぐに伸ばすようにする。

(4) 黙想

正座の姿勢のまま目を閉じ、呼吸を整える。活動前は気持ちを集中し整えること、活動後は気持ちを落ち着かせ整えることを理解させる。

指導上の留意点

- ① 正座の姿勢を保持し、頭を下げずに正面を向くようにする。

(5) 座礼の仕方

正座の姿勢でおじぎをすることを「座礼」という。相手を正視し、上体を傾けつつ両手を同時に床につけて頭を静かに下げる。一呼吸程度間を置いてから静かにもとの姿勢に戻る。



指導上の留意点

- ① 両手の親指と人差し指で三角形を作り、そこに鼻を入れるようなつもりで行う。首すじを見せたり、腰を上げたりしないようにする。



(6) 立礼の仕方

自然体（どこにも無理のない安定感のある姿勢で永続性がある）の姿勢でおじぎをすることを「立礼」という。相手の目から視線をはずさずに、背すじを伸ばしたまま静かに上体を約30度倒し、一呼吸してから元の姿勢に戻す。試合や稽古の際、相互の立礼は上体を約15度前傾して目礼（相手の目に注目）を行う。

指導上の留意点

- ① 首を曲げ過ぎたり、顎を上げたりしないよう自然体の姿勢を保ちながら行うようにする。

〔 資料4 日本剣道形 〕

<資料4の解説>

剣道は、剣法（刀法と心法）を離れては成立しないものである。日本剣道形は剣法をパターンとして表現したものであり、太刀の形7本、小太刀の形3本によって構成されている。

形の学習は、長い歴史をもつ日本の運動文化の本質を理解し、体験することができる。また、形は、剣道に必要な基本動作の根拠となっているものであり、対人的技能と理合（間合、刃筋、体さばき、打突の機会などの要点）を学ぶことができる。したがって、形の習得は、対人的技能を一段と向上させるための効果的な方法としてこれを活用し、同時に、伝統的な行動の仕方を理解し体得できる。

そのためには、少なくとも次のことを心得て行うことが必要である。

打太刀（しかける側）と仕太刀（応じる側）の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀は打太刀より先に動作を起こさないようにする。また、目付け、呼吸法、残心などに注意しながら、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うようにする。さらに、これらの意味するところをよく理解し、約束にしたがって行うことが大切であり、勝手に形の解釈をすることは避けなくてはならない。

なお、本剣道指導の手引では、授業時数等との関連から、「日本剣道形解説書」（全日本剣道連盟、昭和56年作成）に基づいて、太刀の形1～5本目までを取り上げて作成した。

太刀の形

◎ 1本目

(7) 方法

- ① 打太刀は諸手左上段に、仕太刀は諸手右上段に構え、互いに前足より3歩進み、一足一刀の間合に接したとき、打太刀は機を見て右足を踏み出しながら、仕太刀の正面に打ち下ろす（「ヤー」）。仕太刀は左足より身体を後方に、送り足でさばいて打太刀の剣先を



(図1)



(図2)



(図3)



(図4)

抜き、その後右足より送り足で前方に踏み出て打太刀の正面を打つ（「トー」）。(図1, 図2, 図3, 図4)

- ② 仕太刀は剣先を打太刀の顔の中心につけ、攻めながら左足を踏み出し、諸手左上段をとり、残心を示す。打太刀は剣先を下段のまま送り足で左足から2歩退く。

(図5, 図6)

- ③ 打太刀は上体を起こしながら、下段より中段となる。仕太刀も左足を退いて、諸手左上段を下ろして相中段となる。(図7, 図8)

- ④ 構えを解いて、互いに左足より小さく5歩後退し、立会いの位置に戻る(2本目以下これと同じ)。



(図5)



(図6)



(図7)



(図8)

(イ) 指導上の留意点

- ① 木刀の取扱いに注意し、周囲の人に気を配り、安全に行うようにする。
- ② 立会の間合、打ち出す間合、応じる間合、残心時の間合などを理解する。
- ③ 常に相手の目を注視し、視線をはずさないようにする。
- ④ 足運びはすべてすり足で行い、身体の上下動が大きくなるようにする。
- ⑤ 打太刀は反動をつけないで、斜めではなく、正面に打ち下ろすようにする。

◎ 2本目

(7) 方法

- ① 打太刀、仕太刀ともに中段に構え、互いに前足より3歩進み、間合に接したとき、打太刀が機を見て右足より踏み出しながら仕太刀の右小手を打つ(「ヤー」)。仕太刀は左足から身体を左斜め後ろにさばくと同時に、剣先を下ろしながら打太刀の刀の下を、縦に半円を描く要領で打太刀の小手打ちを抜き、右足から踏み出して打太刀の右小手を打つ(「トー」)。(図9, 図10, 図11, 図12)
- ② 打太刀は左足より退きながら、中段に構えつつ、刀を抜き合わせた位置に戻る。仕太刀も、十分な気位で残心を示しながら、右足より刀を抜き合せた位置に戻り中段に構え、相中段となる。(図13, 図14)



(図 9)



(図 10)



(図 11)



(図 12)



(図 13)



(図 14)

(イ) 指導上の留意点

- ① 打太刀の打ち方は、下方まで打ち下ろさず、右小手の位置よりわずかに低く打つようにする。
- ② 仕太刀は抜く動作の際に、左拳が身体の正中線からはずれないようにする。また、打太刀の打ちを抜いたら、相手の身体が見える程度に振りかぶり打つようにする。

◎ 3 本目

(7) 方法

- ① 打太刀、仕太刀ともに下段に構え、互いに前足より3歩進み、間合に接したとき、互いに気争いで相中段となる。打太刀は機を見て右足より踏み出しながら、刃先を少し右に傾けてすり込みながら仕太刀の水月（胸部の中心部）を突く（「ヤー」）。仕太刀は左足から一歩大きく退きながら、打太刀の突きを左鑄^{なや}で萎し入れる。

(図 15, 図 16, 図 17, 図 18)

- ② 仕太刀は萎すと同時に、右足から踏み出して打太刀の胸部を刃先を下にして突き返す（「トー」）。打太刀は右足を退きながら、仕太刀の刀の下から返し、仕太刀の刀を左から右に押えて左自然体となる。（図 19）



(図 15)



(図 16)



(図 17)



(図 18)



(図 19)



(図 20)

- ③ 仕太刀は左足を踏み出し、位詰めに進む。打太刀は左足を退きながら、仕太刀の刀の下から回して返し、仕太刀の刀を右から左へ押さえ、右自然体の構えとなる。

(図 20)

- ④ 仕太刀はさらに右、左、右足と位詰めに進み、剣先を打太刀の胸部から次第に上げて顔の中心につける。打太刀は剣先を下げ、構えを解きながら左足から歩み足で3歩退く。(図 21)



(図 21)



(図 22)

- ⑤ 仕太刀は打太刀の始動により剣先を下げながら左足、右足と退いて、相中段となる。打太刀は剣先を上げて相中段となり、仕太刀がさらに左足、右足、左足と退くので右足、左足、右足と進んで刀を抜き合わせた位置に戻る。(図 22)

(イ) 指導上の留意点

- ① 打太刀と仕太刀が絶えず気を合わせて行うようにする。
- ② 打太刀が水月を突くとき、手元が上がり過ぎないようにする。

- ③ 仕太刀の萎し方は、打太刀の刀を迎え入れるような気持ちで萎し、打太刀の剣先の延長線が仕太刀の身体からはずれないようにする。

◎ 4 本目

(7) 方法

- ① 打太刀は左足を前に出し八相に、仕太刀は右足を後ろに退き脇構えに構え、互いに前足より3歩進み間合に接したとき、打太刀は機を見て八相から諸手左上段に変化して、右足を踏み出しながら、仕太刀の正面を打ち込む。仕太刀は同時に脇構えから諸手左上段に変化して、右足を踏み出しながら、打太刀の正面を打ち込み、切り結び相打ちとなる。(図23, 図24, 図25)
- ② 互いに同じ気位で、相互の刀身で文字どおり鑄を削り、気負けしないようにして相中段になる。その際、間合が近過ぎる場合は、打太刀が左足から退いて間合をとる。打太刀は機を見て刃先を少し右に傾けながら、右足より踏み出て仕太刀の右肺を突く(「ヤー」)。(図26, 図27)



(図23)



(図24)



(図25)



(図26)



(図27)



(図28)

- ③ 仕太刀は左足から身体を左前方にさばきながら左拳を頭上に上げ、刃先を後ろにして巻き返し、右足を左足の後ろに転じて大きく打太刀の正面を打つ(「トー」)。(図28)
- ④ 打太刀は左足より退きながら中段となり、抜き合せた位置に戻る。仕太刀は残心を示しつつ、中段になりながら右足より抜き合せた位置に戻る。

(イ) 指導上の留意点

- ① 上段に振りかぶる時は、両腕の間から相手が見える程度にする。
- ② 「切り結び」、「鑄を削る」の意味を理解する。
- ③ 巻き返しての打ち方は、手首の返しの要領を習得する。
- ④ 切り結びとその後の間合の取り方には、特に注意する。

◎ 5 本目

(7) 方法

- ① 打太刀は諸手左上段に、仕太刀は中段（剣先を打太刀の左拳につける）に構え、互いに前足より3歩進み、間合に接したとき、打太刀は機を見て右足を踏み出して仕太刀の正面を打つ（「ヤー」）。仕太刀は左足より送り足で後ろにさばきながら、打太刀の刀を左鑄ですり上げ、右足を踏み出して打太刀の正面を打つ（「トー」）。

（図 2 9， 図 3 0， 図 3 1， 図 3 2， 図 3 3）



（図 2 9）



（図 3 0）



（図 3 1）



（図 3 2）



（図 3 3）



（図 3 4）

- ② 打太刀はすり上げられた刀を構えを解いた程度に保持する。仕太刀は剣先を打太刀の顔の中心につけながら右足を退き、諸手左上段に構えて残心を示す。

（図 3 4， 図 3 5）

- ③ 打太刀は剣先を上げて中段となる。同時に仕太刀も左足を退きながら、剣先を下ろして相中段となる。打太刀は左足から、仕太刀は右足から小さく3歩で刀を抜き合せた位置に戻る。(図36)



(図35)



(図36)

(イ) 指導上の留意点

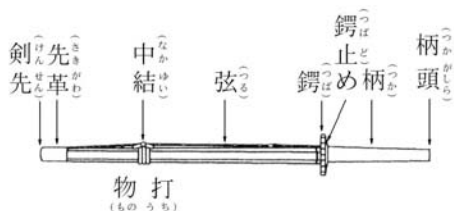
- ① 打太刀は大きく仕太刀の正面を顎の位置まで打つようにする。
- ② 仕太刀はすり上げて打太刀の正面を打つ動作を1拍子で行うようにする。

〔 資料 5 剣道用具の扱い方 〕

剣道用具の構造や名称をよく覚え、手際よい取扱い方を学習することは、技術学習を円滑、かつ効果的に進める上で重要である。

1 竹刀各部の名称と点検法

竹刀の各部分の名称や取付け方を覚え、手入れができるようになることも剣道の学習内容の一つといえる。竹刀の名称と構造は図に示すとおりである。



図「竹刀の構造及び名称」

また、竹刀の基準も表のように定められているが、試合規則に示された規格に技能に応じた竹刀（短めで軽い）を使用するなど配慮することが大切である。カーボン製の竹刀は耐久性・安全性に優れているが、竹製と比べてかなり高価である。

表「竹刀の基準」

	性別	中学生	高校生
長さ	男女共通	114 cm 以内	117 cm 以内
	男性	440 g 以上	480 g 以上
重さ	女性	400 g 以上	420 g 以上
	男性	25 mm 以上	26 mm 以上
太さ	女性	24 mm 以上	25 mm 以上

竹刀の破損や不備な竹刀の使用によつては、大きな事故が発生するので、点検使用することを習慣付ける必要がある。

竹刀の点検項目として、①竹がささくれたり割れたりしていないか。②弦や中結が切れそうだったり、緩んでいないか。③中結が適切な位置（剣先から全長の約 1/4）にあるか。④先革が破損していないか。などが挙げられる。

2 剣道具の名称とつけ方

剣道具の着装は正しく行い、安全に心がけなければならない。また、途中で紐がほどけて活動が中断されないためにも確実に結ぶよう十分注意を払わなければならない。

また、剣道具は正座して垂れ、胴、面、小手の順で着用する。

(1) 垂れと胴のつけ方

垂れには裏表があり、大垂を表にして腰紐を腰骨の位置で後ろへ回し、袴の腰板の下で交叉させ十分に締める。→紐を前に回して、中央の前垂の下でしっかりと結ぶ。次に、胴を胸にあてがい、上紐を背中交叉させ、たすき掛けにする。→胴胸乳皮に紐を結び付ける。→胴の位置が水平か、上がり過ぎたり下がり過ぎていないか確認する。→下紐を後ろで蝶結びにして、しっかりと締める。

(2) 手拭のかぶり方

手拭は頭部を面に密着させるとともに頭の保護の役目をしている。途中ではずれ

ないようしっかりとかぶる。

ア 手拭のかぶり方①

手拭の上両端を持ち、額から後頭部の方へ縁が額にくるまでずらす。→後頭部から手拭を離さないように右片方を左耳上まで回す。→左片方を右耳上に持っていき緩まないよう重ねる。→顔の前に垂れた手拭をまくりあげる。→手拭の先を折り曲げて、頭にしっかりと密着させる。

手拭のかぶり方②

手拭を広げて、縦に半分に重ねる。→頭の大きさに合わせて左右から交叉させて折り重ねる。→裏返し、折り返し部分を二重になっている間に入れる。→帽子のように厚い方を前にしてかぶる。

①のかぶり方がうまくできない場合、確実に手拭をかぶる方法である。できるだけ①のかぶり方で付けられるようにする。

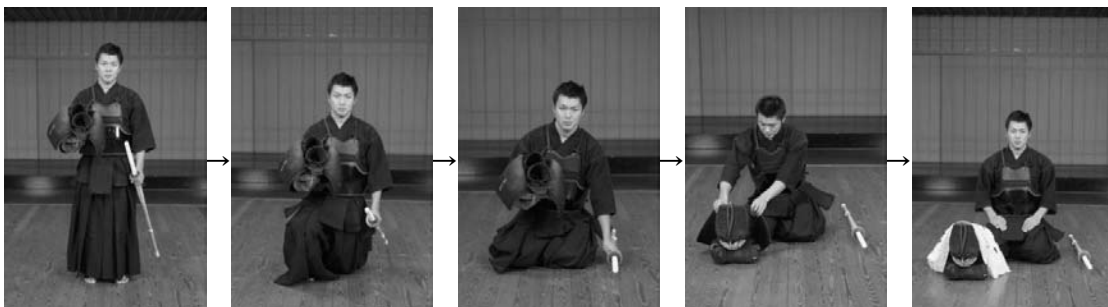
(3) 面と小手のつけ方

面紐の結び方には二通りの方法がある。面金の最上段の中央部に付ける方法と面金の下から四段目の両端につける方法である。ここでは後者について説明する。

左右の面紐を後ろで交叉させ、前に回す。→面紐を面金の最上部で交叉させながら面金に通す。→左手で面金の部分を支え、紐を緩める。→顎から顔を入れ、面の内輪に顔を密着させる。→左右の紐を引き締めて面を頭部や顔部にしっかりと固定させ、蝶結びにする。→面紐の長さ（40cm以内とする）を左右均等に揃える。→側頭部の紐を揃え、ねじれを直す。→左右の面垂を引っ張り空気の通りを良くし、両肩が自由に動くようにする。小手は小手紐を自分の腕の太さに合わせて、少し空間ができる程度に結んでおく。（きつく結ぶと手首の自由を欠き、打たれたときの痛みが大きい）また、小手紐が長く垂れ下がらないようにする。→右手で筒の部分を持ち、左小手をつける。→続いて右小手をつける。

(4) 剣道具の持ち方・置き方とまとめ方

剣道具の持ち運びや置くときなどは、落としたり、大きな音を立てたりしないよう丁寧に取扱い、また紐が垂れ下がったりしないようにする。



ア 持ち方・置き方

- (ア) 面の中に面紐・小手（握りの方から）を入れて右脇に持ち抱える。
- (イ) 竹刀は左手に持つ。
- (ウ) 座って、竹刀を体の左側につばと左膝頭を揃えるように置く。
- (エ) 小手は握りを外側にして、右膝頭斜め前に揃えて置く。
- (オ) 面は小手の上に置く。

(カ) 手拭は、四つ折りにたたんで面の中に入れておくか、または表を上にして広げ、面の上に置く。

イ まとめ方

剣道具はひとまとめにしておく。その方法はいろいろなあるが、次に一例を紹介する。

垂紐のしわを伸ばし前中央の大垂に巻きつける。→表を上にして置き、垂の上部と胴の下部を揃えて重ねる。→胴の上紐を垂の下に通し、起こしてから上紐を交叉させ十字にしながら胴の内側で結ぶ。(垂と胴を密着させる) →胴の下紐で両端を固定させる。→面の中に小手を入れ、胴の内側に面を乗せる。

汗でぬれた小手や面を手拭で拭くことを習慣付けるよう心がける。また、時折、陰干しをするとともに通気の良いところに保管することが望ましい。

3 剣道着と袴の着け方とたたみ方

剣道着と袴は竹刀の打撃力に対する保護に優れ、汗の吸収率も高い。また剣道の伝統を守る美的・文化史的観点からも剣道着・袴の着用は学習意欲を高めるのに効果的である。自分の体型にあったものを選び、生地はなるべく厚地で木綿製が望ましい。剣道着の袖の長さは、小手の筒部に触れない程度で腕がゆったりと包まれるのがよい。袴の長さは、前紐を腰骨の上部にあてがったときに裾がくるぶしを隠す程度が良い。

剣道着と袴は清潔を保ち、汗などで汚れたときは洗濯し、よく乾燥させておくことが大切である。また、きちんと折りたたむ習慣を身に付けるようにする。

(1) 着け方

剣道着の胸元をきちっと合わせて胸の紐を結ぶ。(胸がはだけやすいときは、ホックやマジックテープで補強すると良い) →背中にふくらみが出ないように裾を下に引っ張る。→袴の前の部分を腰骨にあて、前紐を後ろから前に回して交叉させ、さらに後ろに回して蝶結びにする。(剣道着の背中や腰部に余分なしわや弛みがあれば直す) →蝶結びの上に腰板をあて、左右の紐を前に回して一度交叉させる。(袴の裾は前下がりにする) →一方の紐を前紐に絡み通して前で結ぶ。

(2) たたみ方

剣道着を大きく広げ、左右の脇の縫い目に合わせしわを伸ばす。→一方を身頃の中程まで重ね、袖を折る。→片方もつき合わせにして袖を折る。→裾から丈を三つ折りにする。

袴の紐つきの前後を揃えながら下げて持つ。→前のひだを整え、平らなところへ後ろを上にして置く。→後ろのひだをまっすぐに伸ばして重ね、左右の裾を揃える。→後ろのひだが崩れぬよう上下部を引っ張りながら表を上にして置く。→左右の相引の縫い目に平行に、5本のひだを伸ばして揃え、両脇を折り重ねる。→崩れないように裾を持って、三つ折りにする。→左右の前紐をそれぞれ四つ折りにして袴の上で交叉させる。→後ろ紐で前紐と折り結ぶ。